平成30年度人事行政の運営等の状況

草加八潮消防組合 草加八潮消防局総務課

地方公務員法第58条の2の規定により、人事行政運営における公平性及び透明性を高めるために、草加 八潮消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、平成30年度の人事行政の運営状況 を公表します。

1	職員の任免及び職員数に関する状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2~3
(1)	職員の採用の状況
(2)	再任用の状況
(3)	所属別職員構成の状況
(4)	年齢別職員構成の状況
(5)	職員の退職の状況
2	職員の人事評価の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
3	職員の給与の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4~6
(1)	人件費の状況
(2)	職員の給与費の状況
(3)	職員の平均年齢、平均給料月額等の状況
(4)	職員の初任給の状況
(5)	級別職員数の状況
(6)	職員の手当の状況
(7)	特別職の報酬の状況
4	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・6
(1)	勤務時間の概要
(2)	時間外勤務の状況
(3)	休暇制度の概要・種類
(4)	年次有給休暇の取得状況
5	職員の休業に関する状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
6	職員の分限及び懲戒処分の状況 ・・・・・・・・・・・・・・7
(1)	分限処分の状況
(2)	懲戒処分の状況
7	職員の服務の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
(1)	職員の守るべき義務の概要
(2)	職務専念義務免除の状況
(3)	営利企業等従事許可の状況
8	職員の研修の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
9	職員の福祉及び利益の保護の状況 ・・・・・・・・・・・・・・8
(1)	福利厚生制度の概要
(2)	福利厚生制度に係る負担状況
(3)	公務災害等の発生状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用の状況(平30年4月1日付け採用)

Ι.	112/24 -> 10/1/11 -> 10/10 (1 00 1 1/1 1 1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1
	職種	人数
	消 防 士	8人 (1人)

※()内は、女性職員の内数

(2) 再任用の状況

「再任用職員」とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうち改めて採用される職員で、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員及び同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員です。

職種	採用者数	任期満了	途中退職
川联 1里	(平成30年4月1日付け)	(平成31年3月31日付け)	(平成30年度)
常時勤務(フルタイム)再任用	1人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)
短時間勤務再任用	0人 (0人)	0人 (0人)	0人 (0人)

※()内は、女性職員の内数

(3) 所属別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)

別偶	別職具件成り仏	<u> </u>		1土)
所 属		職員数		
	771 /A	平成30年	度	
草加八	潮消防局	64人	(9人)	
	消防局長	1人	(0人)	
	理事	1人	(0人)	
	次長	3人	(0人)	
	総轄担当	4人	(0人)	
	総務課	15人	(4人)	※次長兼務者除く。
	予防課	16人	(3人)	
	警防課	7人	(2人)	※次長兼務者除く。
	情報指令課	17人	(0人)	
草加消	防署	191人	(10人)	
	消防署長	1人	(0人)	
	管理課	5人	(1人)	
	消防第1課	30人	(1人)	
	消防第2課	31人	(1人)	
	西分署	37人	(3人)	
	青柳分署	33人	(2人)	
	北分署	31人	(2人)	
	谷塚ステーション	23人	(0人)	
八潮消	防署	76人	(3人)	
	消防署長	1人	(0人)	
	管理課	3人	(0人)	
	消防第1課	36人	(1人)	
	消防第2課	36人	(2人)	
	合 計	331人	(22人)	
\ \ \ \ \ \	I a I tal web-	H [167		-

※()内は、女性職員の内数

※構成市からの派遣職員及び臨時職員を除きます。

(4) 年齢別職員構成の状況(平成30年4月1日現在)

年 齢	職員数
20歳未満	5人 (0人)
20歳以上30歳未満	99人 (3人)
30歳以上40歳未満	101人(17人)
40歳以上50歳未満	78人 (2人)
50歳以上60歳未満	47人 (0人)
60歳以上	1人 (0人)
合 計	331人(22人)

※()内は、女性職員の内数

※構成市からの派遣職員及び臨時職員を除きます。

(5) 職員の退職の状況(平成30年度)

	人数
定年退職	3人 (0人)
勧奨退職	3人 (0人)
自己都合退職	2人 (1人)
その他(死亡・免職・失職)	1人 (0人)
合 計	9人(1人)

※()内は、女性職員の内数

2 職員の人事評価の状況

平成28年4月1日から草加市・八潮市における消防事務の共同処理を開始(消防広域化)したことにより、草加八潮消防組合として新たな制度を構築しているところです。平成30年度から、試行を開始しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(平成30年度決算)

<u> </u>	/ () /
管内住民基本台帳人口 (平成30年4月1日現在)	337, 451人
歳出額(A)	3,470,121千円
人件費 (B)	2,780,635千円
人件費率 (B÷A)	80. 1%

※人件費には、構成市からの派遣職員給与等負担金、再任用職員給与、臨時職員賃金及び共済組合 負担金等を含みます。

(2) 職員の給与費の状況 (平成30年度決算)

	職員数(A)	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計(B)	1人当たり給与費(B÷A)
I	331人	1, 186, 003千円	395, 456千円	497, 933千円	2,079,392千円	6,282千円

※構成市からの派遣職員及び臨時職員を除きます。

※職員手当には、退職手当を含みません。

※期末・勤勉手当とは、民間企業における賞与に相当するものです。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額等の状況(平成30年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額
36.7歳	300,714円

※構成市からの派遣職員、再任用短時間勤務職員及び臨時職員を除きます。

※平均給料月額とは、職員の基本給の平均のことです。

※平均給与月額とは、給料月額と諸手当(ここでは期末・勤勉手当及び退職手当を含みません。) を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

	大学卒	短大卒	高校卒
初任給	195, 500円	180,000円	166,000円

(5) 級別職員数の状況 (平成30年4月1日現在)

区分	標準的な職名	階級	職員数	構成比	平均給料月額
1級	主事	消防副士長 消防士	46人	13.9%	190, 434円
2級	主事	消防士長 消防副士長	69人	20.8%	234, 323円
3級	主 任	消防士長	101人	30. 5%	305, 258円
4級	係長・主査	消防司令補	58人	17. 5%	358, 803円
5級	副課長・副分署長・主幹等	消防司令	33人	10.0%	390, 545円
6級	課長・分署長・副参事等	消防司令長	17人	5. 1%	411,600円
7級	次長・消防署長	消防監	5人	1.5%	431,300円
8級	消防局長・理事	消防正監 消防監	2人	0.6%	462, 400円

※構成市からの派遣職員及び臨時職員を除きます。

(6) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当 (平成30年度決算額)

<u> </u>		
	期末手当	勤勉手当
支給割合	2.6月	1.85月
支給実績	296, 111千円	201,821千円
支給職員1人当たり平均支給年度額	894千円	609千円
職制上の段階、職務の級等に よる加算措置	役職加算:5~20%	

イ 退職手当の状況

区 分	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	19.66950月分	24.58688月分
勤続25年	28.03950月分	33. 27075月分
勤続35年	39.75750月分	47.70900月分
最高限度額	47.70900月分	47.70900月分
1人当たり平均支給額	1,563千円	23,359千円

[※]草加八潮消防組合は、埼玉県市町村総合事務組合に加入しており、退職手当の支給割合は同組合の支給条例に基づくものです。

ウ 地域手当(平成30年度決算額)

支給率	6%
支給実績	74,129千円
支給職員1人当たり平均支給年度額	223千円

工 時間外勤務手当 (平成30年度決算額)

支給実績	76, 136千円
支給職員1人当たり平均支給年度額	293千円

才 特殊勤務手当 (平成30年度決算額)

支給実績	15,478千円
支給職員1人当たり平均支給年度額	58千円

カ その他の手当(平成30年度決算額)

手当名称	支給実績	支給職員1人当たり 平均支給年度額
扶養手当	49,482千円	244千円
住居手当	33,693千円	104千円
通勤手当	20,301千円	71千円
休日勤務手当	77,089千円	335千円
夜間勤務手当	11,843千円	51千円
管理職手当	37,090千円	650千円
管理職員特別勤務手当	213千円	13千円
児童手当	36,605千円	244千円

^{※1}人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(7) 特別職の報酬の状況 (平成30年度決算額)

区 分	報酬(年額)
管理者	45,000円
副管理者	42,000円
議長	45,000円
副議長	42,000円
議員	39,000円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間や休暇などは、草加八潮消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成28年条例第20号)及び草加八潮消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成28年規則第13号)で定められています。

(1) 勤務時間の概要

) <u> </u>				
勤務	の区分	毎日勤務職員	交替制勤務職員	
勤務	S 時間	午前8時30分から午後5時15分まで 7時間45分(休憩時間を除く。)	午前8時30分から翌日の午前8時30分まで 15時間30分(休憩時間を除く。) (4週間を平均して1週間38時間45分勤務)	
休憩	時間	正午から午後1時まで	正午から午後1時まで 午後5時30分から午後6時45分まで 午後10時から翌日の午前6時までの間に 6時間 午前7時から午前7時15分まで	
週位	休日	日曜日及び土曜日	4週間につき8日	

(2) 時間外勤務の状況(平成30年度)

平成30年度の職員1人当たりの月平均時間外勤務時間は、9.6時間でした。

※時間外勤務手当の支給対象職員に係る集計となります。

(3) 休暇制度の概要・種類

職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間があります。

年次有給休暇	1年度につき最高20日付与され、残日数は20日を限度として翌年度に繰り越しされます。前年度からの繰り越し分を含めますと最高40日となります。
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむ を得ないと認められる場合における休暇です。
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産、忌引等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合における休暇です。
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合における休暇です。
介護時間	配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、連続する3年の期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当である場合における休暇です。

(4) 年次有給休暇の取得状況 (平成30年度)

1人当たり平均取得日数 10.6日

5 職員の休業に関する状況

育児休業は、地方公務員の育児休業に関する法律に基づき、養育する子が3歳に達するまでの間、休業できる制度で、育児休業中の給与は無給となります。

また、部分休業は、養育する子が小学校就学の始期に達するまでの間、1日につき2時間以内で休業することができる制度で、部分休業中の給与は減額されます。

	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員	0人	0人
女性職員	4人	2人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分は、勤務実績が良くない場合や心身の故障のために、その職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合など、その職に必要な適格性を欠く場合、職の廃止などにより公務の効率性を保つことを目的として、その職員の意に反して行われる処分のことです。

	平成30年度
分限処分の状況	0人

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分は、命令・条例違反や職務上の義務違反、職務怠慢、その他全体の奉仕者としてふさわしくない非行があった場合に、任命権者が科す制裁のことです。

	平成30年度
懲戒処分の状況	3人

7 職員の服務の状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限など、服務上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職務専念義務免除については、法律又は条例により免除の対象となる事由が規定されており、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合などに、任命権者の昇任を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

(3) 営利企業等従事許可の状況

職員は任命権者の許可を受けなければ営利を目的とする会社等の役員を兼ねることや、報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事してはならないとされています。

平成30年度における許可件数	18件
----------------	-----

8 職員の研修の状況

研修の実施状況

研修の美虺状況 研修区分	コース数	のべ人数
消防大学校研修	6	6人
埼玉県消防学校研修	9	36人
自治人材開発センター	19	40人
市町村アカデミー	6	6人
自動車安全運転センター	1	2人
救急救命士養成課程 		2人
その他の研修	消防長会に係る研修、救急に係る研修、 各種資格取得に係る研修、内部研修など	

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

職員の福利厚生制度は、主に「埼玉県市町村職員共済組合」によって実施されております。大きく分けて次の3つの事業が行われています。

事業名	事業概要
短期給付事業	組合員である職員とその家族の病気、ケガ、出産、死亡等の給付
長期給付事業	職員の退職、障害、死亡に対して年金又は一時金の給付
福祉事業	健康の保持増進事業、住宅貸付等

(2) 福利厚生制度に係る負担状況

共済組合事業の運営費用は、組合員である職員の掛金と使用者である消防組合の負担金で賄われています。消防組合の負担金の率は法定化されています。

平成30年度の負担金 429,995千円

(3) 公務災害等の発生状況 (平成30年度)

種	別	発生件数
公務災害	災害現場での負傷	0件
公伤火音	その他の負傷	1件
通勤災害		0件